

裁判官会議（第19回）議事録

令和7年7月2日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

1 新裁判官の配置について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、最高裁判所判事に任命予定の沖野裁判官の配置について説明があり、同裁判官を第三小法廷に配属することを決定した。

2 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況（令和6年度の報告）について

福島秘書課長から、資料第2に基づき、標記の実施状況について報告があった。

3 民事執行規則等の一部を改正する規則について

福田民事局長から、資料第3に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

4 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則及びこれに関連する議決について

福田民事局長兼行政局長から、資料第4に基づき、標記の規則及びこれに関連する議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

5 人事について

徳岡人事局長から、資料第5に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の検事転官等、3の裁判官の転補等、4の裁判官の再任等、5の裁判官の兼官の再任、6の裁判官の新規任命及び7の裁判官の海外出張については、いずれも原案どおり決定した。

午前10時55分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 7. 7. 2提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 7. 7. 31)	千葉地家判事・千葉簡裁判事 澤 田 順 子 (54)
依願免本官並びに兼官 (令 7. 7. 31)	名古屋地家岡崎支判事・岡崎簡裁判事 山 下 真 吾 (63)
任終退官 (令 7. 7. 31)	札幌簡裁判事 (司掌者) 津 幡 恭 行
依願免本官 (令 7. 7. 31)	名古屋簡裁判事 武 長 信 次
依願免本官 (令 7. 7. 31)	福岡簡裁判事 福 吉 文 雄
依願免本官 (令 7. 7. 31)	行橋簡裁判事 上 甲 俊 夫

2 裁判官の検事転官等について

検事 (証券取引等監視委員会)	東京地判事 (部総括) ・東京簡裁判事 関 根 澄 子 (48)
-----------------	-------------------------------------

3 裁判官の転補等について

東京地判事 (部総括) ・東京簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事 松 本 真 (49)
---------------------	----------------------------

東京高判事・東京簡裁判事

最高裁デジタル審議官付参事官・民事局参事官・行政局参事官・家庭局参事官（東京地判事・東京簡裁判事）

最高裁デジタル審議官付・民事局付・行政局付・家庭局付（東京地判事・東京簡裁判事）

最高裁民事局付・デジタル審議官付（東京地判事・東京簡裁判事）

大阪高判事・大阪簡裁判事

最高裁総務局第二課長（東京地判事・東京簡裁判事）

東京地判事・東京簡裁判事

最高裁総務局付・人事局付（東京地判事・東京簡裁判事）

最高裁デジタル審議官付参事官・民事局参事官・行政局参事官・家庭局参事官（東京地判事・東京簡裁判事）

内 田 哲 也 (56)

最高裁デジタル審議官付・民事局付・行政局付・家庭局付（東京地判事・東京簡裁判事）

水 木 淳 (61)

最高裁民事局付・デジタル審議官付（東京地判事・東京簡裁判事）

山 田 一 哉 (63)

東京地判事・東京簡裁判事

森 ・ 文 弥 (66)

最高裁総務局第二課長（東京地判事・東京簡裁判事）

遠 藤 謙太郎 (60)

大阪地判事・大阪簡裁判事

直 江 泰 輝 (61)

最高裁総務局付・人事局付（東京地判事・東京簡裁判事）

綿 引 朋 子 (61)

東京地判事・東京簡裁判事

遠 藤 安希歩 (64)

東京地判事・東京簡裁判事

最高裁家庭局付・デジタル審議官付
(東京家判事・東京簡裁判事)

瀧澤 孝太郎 (65)

最高裁家庭局付・デジタル審議官付
(東京家判事・東京簡裁判事)

東京地判事・東京簡裁判事

大久保 陽 久 (67)

東京高判事・東京簡裁判事

司研教官 (東京地判事・東京簡裁判事)

樋口 真貴子 (54)

東京高判事・東京簡裁判事

司研教官 (東京高判事・東京簡裁判事)

小西 慶 一 (55)

東京高判事・東京簡裁判事

司研教官 (東京地判事・東京簡裁判事)

結城 真一郎 (57)

東京高判事・東京簡裁判事

司研教官 (東京地判事・東京簡裁判事)

佐藤 傑 (58)

東京地判事・東京簡裁判事

司研所付 (東京地判事・東京簡裁判事)

高橋 有 (66)

司研教官 (東京地判事・東京簡裁判事)

東京地判事・東京簡裁判事

森川 さつき (56)

司研教官 (東京地判事・東京簡裁判事)

東京地判事・東京簡裁判事

郡司 英 明 (58)

司研教官（東京地判事・東京簡裁判事）

東京地判事・東京簡裁判事

木 口 麻 衣 (61)

司研教官（東京地判事・東京簡裁判事）

東京地判事・東京簡裁判事

志 田 健太郎 (61)

東京地判事（部総括）・東京簡裁判事

東京家判事（部総括）・東京簡裁判事

神 野 泰 一 (49)

東京家判事（部総括）・東京簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

齊 藤 充 洋 (49)

横浜地判事・横浜簡裁判事

広島高判事・広島簡裁判事

奥 俊 彦 (58)

広島高判事・広島簡裁判事

広島地家福山支判事・福山簡裁判事

大久保 俊 策 (56)

神戸家地判事補・神戸簡裁判事

札幌地家判事補・札幌簡裁判事

唐 津 祐 吾 (69)

札幌簡裁司掌者指名

札幌簡裁判事・夕張簡裁判事

木 村 泰 博

行橋簡裁判事

大阪簡裁判事

藤 原 治

4 裁判官の再任等について

東京高判事（部総括）・東京簡裁判事

東京高判事（部総括）・東京簡裁判事

太 田 晃 詳 (39)

(令和7年7月31日限り任期終了者)

東京地判事・東京簡裁判事

東京地判事・東京簡裁判事

瀬田 浩久 (55)

(令和7年7月31日限り任期終了者)

5 裁判官の兼官の再任について

最高裁秘書課参事官（東京地判事・
東京簡裁判事）

最高裁秘書課参事官（東京地判事・
東京簡裁判事）

田郷岡 彩香 (59)

(令和7年7月31日限り任期終了者)

水戸地家土浦支判事・土浦簡裁判事

水戸地家土浦支判事・土浦簡裁判事

甚田 理恵 (62)

(令和7年7月31日限り任期終了者)

6 裁判官の新規任命について

東京高判事・東京簡裁判事

証券取引等監視委員会事務局次長

小川 理津子 (45)

7 裁判官の海外出張について

「裁判官海外出張者名簿」のとおり

裁判官会議（第20回）議事録

令和7年7月9日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

1 裁判の迅速化に係る検証結果の第11回公表について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の結果について説明があり、併せて、これを最高裁判所事務総局として公表することについて了承された。

2 裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集に掲載されている裁判例における記載の違いについて

小野寺総務局長から、資料第2に基づき、標記の記載の違いについて説明があり、併せて、これを最高裁判所事務総局として公表することについて了承された。

3 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について

小野寺総務局長から、資料第3に基づき、標記の答申について報告があった。

4 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官、2の裁判官の検事転官等及び3の裁判官の新規任命等については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第5に基づき、長崎地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 福岡高等裁判所判事松藤和博の定年退官に伴い、長崎地方、家庭裁判所長岡部豪を福岡高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を大阪高等裁判所判事金地香枝とする。

イ 名古屋家庭裁判所長平田直人の定年退官に伴い、名古屋高等裁判所判事吉田彩を名古屋家庭裁判所長とする。

午前10時57分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 7. 7. 9提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 7. 8. 8)

仙台高判事・仙台簡裁判事

鈴木桂子(41)

2 裁判官の検事転官等について

検事(法務省訟務局)

東京高判事・東京簡裁判事

坂本三郎(47)

3 裁判官の新規任命等について

東京高判事(部総括)・東京簡裁判事

法務省民事局長

竹内努(45)

東京高判事(部総括)・東京簡裁判事

法務省訟務局長

春名茂(46)

裁判官会議（第21回）議事録

令和7年7月16日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、中村、高須各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律103条に基づく公表について
平城刑事局長から、資料第1に基づき、令和6年分の説明があり、これを最高裁判所事務総局として公表することについて了承された。
- 2 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について
清藤総務局長から、資料第2に基づき、標記の答申について報告があった。
- 3 人事について
徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の検事転官等、3の裁判官の転補等、4の裁判官の兼官の再任、5の裁判官の新規任命等及び6の調停官の再任については、いずれも原案どおり決定し、7の調停官の採用内定については、原案どおり内定した。

午前10時44分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 7. 7.16提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令 7. 8.11)

長野地家松本支判事(支部長)・松
本簡裁判事(司掌者)

内 山 梨枝子(41)

定年退官(令 7. 8.15)

松戸簡裁判事

堀 井 律

定年退官(令 7. 8.19)

大阪簡裁判事

仙 波 陽 子

定年退官(令 7. 8.20)

東京簡裁判事

高 田 和 夫

2 裁判官の検事転官等について

検事(法務省民事局)

名古屋地判事・名古屋簡裁判事

猪 股 直 子(57)

検事(法務省民事局)

東京地判事・東京簡裁判事

大久保 紘 季(67)

検事(法務省大臣官房司法法制部)

東京地判事補・東京簡裁判事

小 澤 光(70)

検事(法務省民事局)

横浜地家判事補・横浜簡裁判事

重 田 裕 之(68)

検事(法務省民事局)

東京地判事補・東京簡裁判事

宮 村 開 人(71)

検事(法務省刑事局)

東京地判事補・東京簡裁判事

北 村 規 哲(72)

検事(外務省総合外交政策局)

最高裁民事局付(東京地判事補・東
京簡裁判事)

山 根 直 輝(70)

3 裁判官の転補等について

名古屋高判事（部総括）・名古屋簡裁判事

福岡高判事（部総括）・福岡簡裁判事

新 谷 晋 司 (42)

福岡高判事（部総括）・福岡簡裁判事

横浜地判事（部総括）・横浜簡裁判事

河 合 芳 光 (45)

横浜地判事（部総括）・横浜簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

浅 岡 千香子 (49)

長野地家松本支判事（支部長）・松本簡裁判事（司掌者）

東京高判事・東京簡裁判事

吉 田 光 寿 (51)

名古屋地家岡崎支判事補・岡崎簡裁判事

宇都宮地家判事補・宇都宮簡裁判事

大 森 隆 司 (72)

松戸簡裁判事

東京簡裁判事

羽 生 康 博

4 裁判官の兼官の再任について

東京家判事・東京簡裁判事

東京家判事・東京簡裁判事

新 宅 孝 昭 (60)

(令和7年8月15日限り任期終了者)

5 裁判官の新規任命等について

東京地判事・東京簡裁判事

法務省大臣官房司法法制部付

大久保 直 輝 (67)

東京地判事・東京簡裁判事

法務省刑事局付

小 暮 純 一 (67)

千葉地家判事・千葉簡裁判事

外務省総合外交政策局安全保障政策
課課長補佐

仲 吉 統 (67)

東京高判事・東京簡裁判事

農林水産省大臣官房法務支援室長

脇 村 真 治 (57)

名古屋簡裁判事・名古屋地判事補
(職権特例指名)

外務事務官 (在ストラスブール日本
国総領事館領事)

伊 東 大 地 (68)

6 調停官の再任について

「調停官再任者名簿」のとおり

7 調停官の採用内定について

「調停官候補者名簿」のとおり

裁判官会議（第２２回）議事録

令和７年７月２３日（水曜日）

裁判官会議室において、午前１０時３０分開議

出席者 今崎長官、三浦、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

- １ 日本司法支援センターの中期目標期間終了時における組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置について

清藤総務局長から、資料第１に基づき、標記について説明があり、７月下旬にされる予定である法務大臣からの同検討結果並びに講ずる措置についての求意見に対する回答を最高裁判所長官に一任することについて諮り、これを了承した。

- ２ 「裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集に掲載されている裁判例における記載の違いについて（報告書）」の訂正について

清藤総務局長から、資料第２に基づき、令和７年７月９日の裁判官会議において了承された標記の報告書を訂正の上、同月１５日に報告書を公表したことについて説明があり、これを了承した。

- ３ 人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第３に基づき、人事関係事項について説明があり、１の裁判官の退官については、報告がされ、２の裁判官の転補等については、原案どおり決定し、３の裁判官の採否については、採用候補者について審議された結果、本議事録別紙第１の理由で不採用とすることに決定し、

５の不利益処分審査請求事案に関する判定については、原案どおり決定した。

- (2) 氏本事務総長から、資料第４に基づき、仙台高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 仙台高等裁判所長官小野瀬厚の定年退官に伴い、東京高等裁判所判事（部の事務総括者）永渕健一を仙台高等裁判所長官とし、その後任者を静岡地方裁判所長吉崎佳弥とし、その後任者を最高裁判所事務総局人事局長徳岡治とし、その後任者を東京地方裁判所判事板津正道とする。

イ 神戸地方裁判所長石原稚也の定年退官に伴い、大阪高等裁判所判事徳岡由美子を神戸地方裁判所長とする。

午前１１時２０分終了

議長



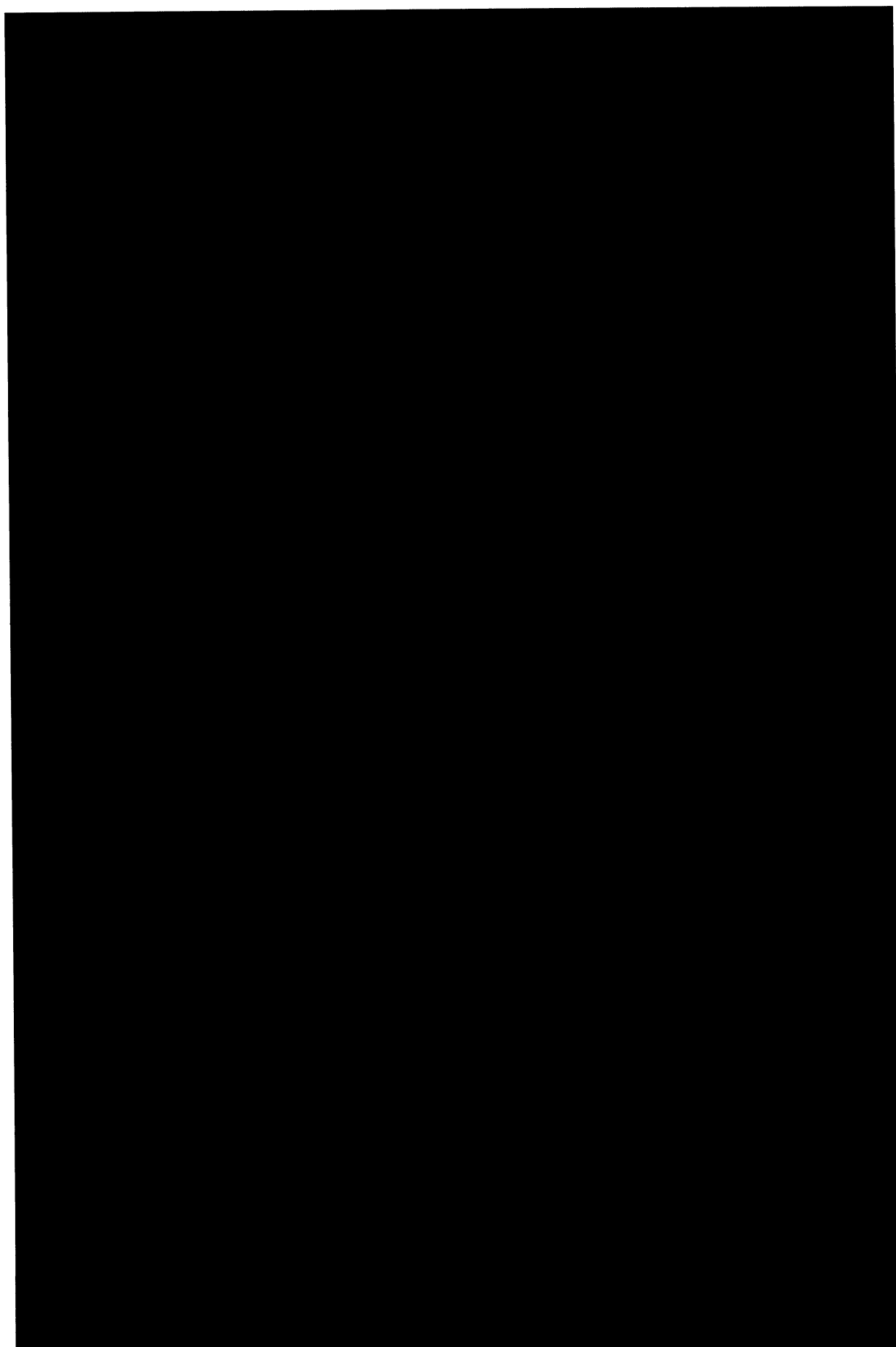
秘書課長



(別紙第 1)

不採用の理由





裁判官会議付議人事関係事項(令和 7. 7.23提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令 7. 8.25)

仙台高秋田支判事(支部長)・秋田
簡裁判事

齊 木 利 夫 (39)

定年退官(令 7. 9. 7)

福岡簡裁判事

春 野 浩 二

2 裁判官の転補等について

仙台高秋田支判事(支部長)・秋田
簡裁判事

仙台高判事・仙台簡裁判事

小 川 直 人 (48)

大阪家地岸和田支判事・岸和田簡裁
判事

山口家地岩国支判事・岩国簡裁判事

岡 田 総 司 (67)

大阪家判事・大阪簡裁判事

高知家地判事・高知簡裁判事

清 水 紀一朗 (62)

東京地判事補・東京簡裁判事

広島地家判事補・広島簡裁判事

野 原 もなみ (71)

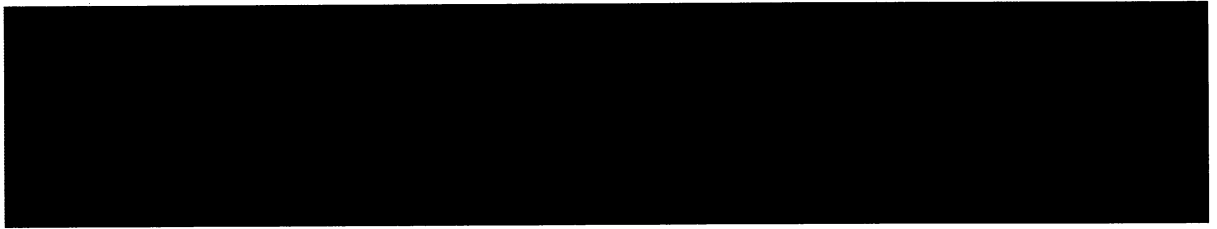
広島地家判事補・広島簡裁判事

東京地家判事補・東京簡裁判事

池 口 弘 樹 (74)

3 裁判官の採否について





- 5 不利益処分審査請求事案に関する判定について
判定（案）（令和6年(不)第1号事案）のとおり